諮問番号:令和6年度諮問第1号 答申番号:令和6年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和5年9月11日付けで提起した、葛飾区長(以下「処分庁」という。)による保有個人情報不開示決定処分(令和5年8月29日付け5葛福東第5503号で決定の通知を行った処分。以下「本件処分」という。)に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)については、乗却されるべきである。

第2 審査請求の趣旨

令和5年8月29日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第77条第1項に基づき、処分庁に対し、請求内容を「申請日から開示決定日までの申請者を含む世帯に関するケース会議(類似の名称のものを含む)の記録全て。ただし、目的は審査請求に活用する目的とする。」とする保有個人情報の開示を請求した(以下「本件開示請求」という。)。

処分庁は、同日、本件開示請求に対し、当該世帯のケース会議の記録が存在しないことを理由に、保 有個人情報不開示決定処分(以下「本件処分」という。)をし、同日付で、保有個人情報不開示決定通 知書(5 葛福東第 5503 号)により審査請求人に通知した。

審査請求人は、本件処分を不服とし、令和5年9月11日、本件処分を取り消すよう求める審査請求を提起したものである。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 理由付記の不備

本件処分においては、処分理由は世帯の記録がないと書かれるのみである。

不開示を争う場合、何について主張すべきか審査請求人には不明であり、本審査請求において十分な不服理由を主張することができない。

また、不開示とした本件処分の判断に際して、処分行政庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、処分行政庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。

したがって、本件処分には、理由不備の違法がある。

(2) 文書の存在性

処分庁は文書が存在しないことを不開示の理由としている。本件申請についてみるに、審査請求 人が要求した文書はケース会議記録(類似した名称も含む)である。つまり、ケース会議を含む福 祉事務所内の何らかの合議体により審査請求人世帯を検討した際の資料を求めるものである。処分 庁はケース会議に付する基準を明らかにしていないが、複数回の申請却下処分やその他処分が行わ れていることから、適正な生活保護行政の観点からなんらかの合議体による検討が行われていなけ ればならない。その点を考慮すると、審査請求人が要求する記録が一切ないことは不自然である。 よって、処分庁が恣意的に隠ぺいした可能性が残る。

以上より、本件処分は違法ないし不当である。

2 処分庁の主張の要旨

本件処分においては、個人情報保護法第82条第2項の規定により全部を開示しないことを決定した旨を通知しているところ、開示しないこととした理由欄には「ケース会議に関する当世帯の記録が無いため」と記載し、不存在であることを明確に示している。審査請求人が当該記載を見れば記録の不存在を理由に全部不開示となったことが了知できる上、いかなる法の規定等が適用されたかも十分了知しうる内容であって、理解することができるといえるから、本件処分に理由付記の違法はない。

また、審査請求人のいうケース会議は、葛飾区福祉事務所においてはケース診断会議(以下「診断会議」という。)に該当する。診断会議の検討が必要とされるものについては、厚生労働省(旧厚生省を含む。以下同じ。)発出の各通知に規定されているところ、審査請求人世帯はそのいずれにも当てはまらないことから、本件処分をした日時点においては診断会議での検討は行われていない。さらに、審査請求人は、審査請求人世帯が複数回の申請却下処分やその他処分を受けている事情から診断会議において審査請求人世帯の検討がなされていると主張するが、厚生労働省が発出している通知等で当該理由を根拠に診断会議において検討しなければならない定めは特段存在しない。

以上の理由により、審査請求人世帯の診断会議に関する記録の不存在を理由に不開示決定した本件処分に何ら違法・不当な点はない。

3 審査庁の意見

(1) 結論

本件処分の維持が適当である。本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 理由付記について

本件処分においては、保有個人情報不開示決定通知書の開示をしないこととした理由の欄に「ケース会議に関する当該世帯の記録が無い」という記載がなされており、また、同通知書頭書において、個人情報保護法第82条第2項を根拠とする旨の記載がなされているため、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたか明示されている。

そのため、理由付記に不備はない。

イ 文書の存在性について

厚生労働省が発出した通知等において診断会議の活用等をすることは規定されているが、法令 等において診断会議の開催を義務付ける規定はなく、どういった案件について当該会議に付する かについては、保護の実施機関の裁量によって判断するものと解される。

審査請求人の世帯につき、診断会議に付さなければならない特段の事情は見受けられなかったことから、審査請求人の世帯に係る診断会議は開催されていない。そのため、審査請求人が要求

する診断会議の記録等は存在しないものと考えられる。

なお、審査請求人は、対象世帯に関し、診断会議その他の合議体による会議を開催しないこと は著しく不当な生活保護行政である旨主張するが、個人情報保護法に基づく本件処分に何ら関係 がない。

ウ 小括

処分庁は、上述のとおり、個人情報保護法に基づく適正な手続により本件処分を行ったものと 認められ、ほかに本件処分に違法又は不当な点はない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経過
令和6年5月20日	諮問書の受理
令和6年7月31日	審議
令和6年9月24日	審議
令和6年12月3日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、理由付記と本件情報の存在性についてである。

2 争点に対する判断

(1) 理由付記について

本件処分においては、保有個人情報不開示決定通知書の、開示をしないこととした理由の欄に「ケース会議に関する当該世帯の記録が無い」と記載がなされており、また、同通知書頭書において、個人情報保護法第82条第2項を根拠とする旨の記載がなされているため、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたか明示されている。

そのため、理由付記に不備はない。

(2) 本件情報の存在性について

処分庁は、生活保護の決定等や診断会議の実施については、厚生労働省の発出の各通知に則り判断しているが、法令等においては診断会議の開催を義務付ける規定はなく、どういった案件について当該会議に付するかについては、保護の実施機関の裁量によって判断するものと解される。

生活保護を申請する者の多くが、申請時に保有している金額が乏しく、申請者の生命、健康維持の観点からも迅速な申請処理が求められるため、処分庁においては、審査基準(生活保護による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号)に基づき保護決定を判断しており、明らかに不正受給が疑われる場合等特別な事情がない限り、診断会議での検討は行っていないことが認められる。

また、審査請求人世帯については、厚生労働省発出の各通知にある診断会議による検討が必要とされる状況には当てはまらず、開示決定日(令和5年8月29日)時点においては、審査請求人世

帯についての診断会議での検討は行われていないことが認められる。

さらに処分庁には、診断会議以外に、個別事案の検討や処遇方針を定めるような会議体は存在しない。

以上から、審査請求人が開示請求した「申請日から開示決定日までの申請者を含む世帯に関するケース会議(類似の名称のものを含む。)の記録」は、存在しないものと考えられる。

(3) 判断

本件処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 裁決について

以上からすれば、本件処分は違法又は不当とはいえず、本件審査請求は棄却するのが相当である。

第6 審理庁による審理手続について

本件審査請求に係る審理庁による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

第7 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

葛飾区行政不服審查会 会長 大竹 由紀子 委員 室井 敬司 委員 上松 正明